平成２２年（フ）第３３６９号
神奈川県大和市福田４丁目19番地３　レイクサイドコーポ103
債務者　石山　正子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９１号
岡山市北区新道25番地３　桜橋ビル３－Ｂ
債務者　八木田祥一郎
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１１号
岡山市北区西長瀬261番地111
債務者　立野せつ子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２３号
岡山市中区門田屋敷５丁目１番12号
債務者　光岡　千恵
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３３号
岡山市東区君津606番地　乙倉忠男方
債務者　梅本　欣秀
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３７号
岡山市中区竹田97番地４
債務者　平田　孝一
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３８号
岡山市中区竹田97番地４
債務者　平田　美義
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４４号
岡山県倉敷市児島唐琴４丁目１番19号
債務者　中田　美加
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２１８号
神奈川県藤沢市下土棚2304番地　薩田荘102
債務者　喜多　昭子（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６６号
相模原市南区磯部1157番地12
債務者　今林　貢士
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６６７号
相模原市南区磯部1157番地12
債務者　今林　秀美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６８２号
神奈川県座間市相模が丘３丁目61番56号　ＳＴコーポ102号
債務者　秋田　和恵（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６６４号
相模原市中央区相模原５丁目７番１号　アールメゾン705
債務者　西岡　英子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７０５号
相模原市南区南台６丁目14番26号　美里ハイツ202号
債務者　吉村　正茂
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０２８９号
東京都葛飾区堀切８丁目18－５－102
債務者　高田　一郎
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３０９号
埼玉県戸田市大字新曽559－１－102
債務者　藤原　あゆ
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部